（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
適格機関投資家、財団、公示送達、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更、本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二七
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三八号）（内閣府本府）

1　第二条第五号中「第三条」を「第二条第四項」に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第一二号）の施行の日から施行することとした。

政　令

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百三十八号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十二号）の施行に伴い、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第三条」を「第二条第四項」に改める。

附　則

この政令は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男

省　令

○農林水産省令第三十二号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第七条の二の規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条各号を次のように改める。

一　平成二十三年産作付制限区域米穀（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づき原子力災害対策本部長が行った指示に従い都道府県知事が平成二十三年産に係る稲の作付けを控えるよう要請した区域内において生産された同年産の米穀をいう。次条第一項において同じ。）

二　平成二十四年産作付制限区域米穀（原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定に基づき原子力災害対策本部長が行った指示に従い都道府県知事が平成二十四年産に係る稲の作付けを控えるよう要請した区域内において生産された同年産の米穀をいう。次条第一項において同じ。）

三　平成二十三年産出荷制限区域米穀（原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定に基づき原子力災害対策本部長が行った指示に従い都道府県知事が平成二十三年産の米穀の出荷を控えるよう要請した区域内において生産された同年産の米穀をいう。附則第五条第一項において同じ。）

四　平成二十四年産出荷制限区域米穀（原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定に基づき原子力災害対策本部長が行った指示に従い都道府県知事が平成二十四年産の米穀の出荷を控えるよう要請した区域内において生産された同年産の米穀（当該都道府県知事が行う放射性物質の濃度に関する調査の結果、食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた規格に合うことが確認されたものを除く。）をいう。附則第五条第一項において同じ。）

附則第四条第一項中「作付制限区域米穀」を「平成二十三年産作付制限区域米穀又は平成二十四年産作付制限区域米穀（次項において「作付制限区域米穀」という。）」に改める。

附則第五条第一項中「出荷制限区域米穀」を「平成二十三年産出荷制限区域米穀又は平成二十四年産出荷制限区域米穀（次項において「出荷制限区域米穀」という。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令附則第三条第一号に規定する作付制限区域米穀及び同条第二号に規定する出荷制限区域米穀の取扱いについては、なお従前の例による。